

令和7年度青森県医療安全相談業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

本要領は、令和7年度医療安全相談業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技に付する業務

(1) 委託業務名

令和7年度青森県医療安全相談業務

(2) 目的

本業務相談窓口は、医療に関する幅広い分野を対象とした窓口であるため、その相談の幅は広く、また専門的な知識が求められる内容でもあるため、医療について専門的な知識のある事業者へ委託し、医療安全相談窓口としての質を担保することを目的とする。

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで（業務実績が良好と認める場合は、1年間の契約期間の更新を2回に限り可能とする。）

(4) 委託業務内容

別添仕様書のとおり

(5) 委託業務の上限額

5,280千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案競技の参加資格

企画提案をする者は、応募時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (2) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

年月日	内容
令和7年1月10日（金）	企画提案募集開始（青森県ホームページに掲載）
令和7年1月29日（水）午後5時まで	質問書受付期限
令和7年2月3日（月）	質問への回答
令和7年2月7日（金）	企画提案競技参加申込書提出期限
令和7年2月12日（水）	企画提案書提出期限

令和7年2月18日（火）	企画提案書の審査（プレゼンテーション）
令和7年2月25日（火）	審査結果の通知
令和7年4月 1日（火）	契約締結、業務開始

5 応募方法

応募方法は、次のとおりとする。

（1）仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年1月29日（水）17時まで

イ 提出方法

（ア）様式第1号を用いて、電子メールにて提出すること。

なお、事故防止のため、電子メールを送付した後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

（イ）電子メールアドレス：iry@pref.aomori.lg.jp

（青森県健康医療福祉部医療薬務課）

（ウ）電話番号 017-734-9291

（エ）電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月3日（月）までに医療薬務課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

（2）企画提案書等の提出

ア 企画提案競技参加申込書（様式第2号） 1部

同種・類似業務を履行した実績がある場合は記載すること（3件以内）。また、記載した実績については、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

イ 企画提案競技応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ウ 企画提案書（任意様式） 2部

※A4版両面印刷（カラー印刷可）で20ページ以内とする。

エ 企画提案書の構成

①業務実施体制、②業務の適切な遂行、③品質向上の取組、④業務経費及び内訳の4つの構成とする。

④の業務経費及び内訳については、人件費、需用費、役務費、使用料・賃借料、賠償責任保険料等、必要な費目に分類し、その内訳を示すこと。

なお、相談業務に使用する回線は1回線とする。

オ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後5時（必着）

カ 提出方法

持参又は郵送とする。

キ 提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県健康医療福祉部医療業務課医務指導グループ

(3) その他

ア 企画提案は1者につき1案とする。

イ 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の提出資料は返却しない。

ウ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下書」(様式第4号)を提出すること。

エ 取下書の提出のあった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。

オ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

6 企画提案の審査方法

審査については、次のとおりとする。

(1) 業務委託候補者の選定方法

委託者が設置する選定委員会において、7の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

(2) 審査内容

○プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和7年2月18日(火)

※開催時間、会場等は、別途通知する。

イ 実施方法

○出席者は1者につき3人以内とする。

○本業務を受託する主の担当者がプレゼンテーションを行うこと。

○1者当たりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、委託者が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

○当日はパワーポイント等のプレゼンテーション資料をスクリーンに投影しプレゼンテーションを行う(パソコン・プロジェクター及びスクリーンは事務局側が準備する)。

○プレゼンテーション資料のデータは、令和7年2月12日(水)までに提出すること。

○提案者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書にない提案及び当日の追加資料の提出は認めない。

○審査結果については、所定の手続を経た後、提案者へ文書で通知する。

7 評価基準及び配点

評価基準及び配点は、別紙のとおりとする。

8 提案者が1者又は提案者がない場合

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、企画提案書を提出した者を業務委託候補者として選定する。また、提案者がない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。

9 その他

- (1) 委託者は、企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による企画提案競技を延期又は取り止めることがある。
- (2) 本業務の実施に関して、仕様書は、別添仕様書に記載されている事項を基本とするが、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次委託者と協議することとする。
- (3) この提案書の募集は、令和7年度当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、提案書提出者の損害は補償しない。

10 問い合わせ先

青森県健康医療福祉部医療薬務課医務指導グループ

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9291

電子メールアドレス iryo@pref.aomori.lg.jp

別紙

評価基準・配点

審査項目	内容	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を実施するために必要な資格・経験を有する人員を確保し、適切に配置できるか。・個人情報漏洩対策及びセキュリティ対策は万全か。・本業務を適切に行うための場所、相談システム及び業務設備を用意できるか。・これまでの事業実績等から本業務を確実に実施することが期待できるか。	30
業務の適切な遂行	<ul style="list-style-type: none">・本業務を効果的かつ効率的に実施することができるか。・苦情や重大インシデント等が発生した際に適切な対応ができるか。・相談内容を適切に記録し、報告することができるか。また、相談応答率、回線閉塞状況等、発注者が必要な情報を収集し、報告することができるか。	30
品質向上の取組	<ul style="list-style-type: none">・相談員等に対する教育は適切か。・救急相談業務の質を担保・向上する仕組みがあるか。・事後検証を行い、検証の結果を業務に反映する仕組みがあるか。	30
業務経費及び内訳	<ul style="list-style-type: none">・業務の内容に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	10
合 計		100